

税務署から「書類の提出について」という書面が届いています 提出しないことで不利益な扱いはありません

7月15日付で、税務署から「書類の提出について」という書面がいつせいに郵送されてきています。内容は、白色申告者で「収支内訳書」を提出しなかった納税者に、「収支内訳書」の提出を督促するもので、毎年送られてきていているものです。「収支内訳書」を提出しないことで「不利益はありませぬ」

「収支内訳書」は、昭和59年3月の所得税法改悪により個人・白色申告者へ提出が定められています。民商の強い反対運動で、提出しなかった人も罰則や不利益な扱いは受けないことになっています。

春日井民商が毎年、小牧税務署との間で行っている交渉でも、「収支内訳書の提出がないことをもって税務調査をするような不利益な扱いをすることはしない」と明確な回答を得ています。

この書面が届いています

書類の提出について

税務行政につきましては、皆様からご協力いただきありがとうございます。さて、近日ご提出いただいた平成27年分の所得税(及び復興特別所得税)、消費税及び地方消費税の確定申告書について、下記の2印の書類が郵付されていませんでした。つきましては、下記の2印の書類を別添「書類の提出について(回答)」に添付の上、同封の封筒にて、8月1日(月)までに当税務署までご提出ください。なお、提出された書類等に基づき、内容を確認させていただいた結果、後日、連絡させていただきます。

記

○ 以下の2印の書類の郵付がございませんので、ご提出ください。

<input type="checkbox"/> 源泉徴収票	<input type="checkbox"/> 青色申告決算書(用)
<input type="checkbox"/> 雑損控除の損失額などの明細書	<input checked="" type="checkbox"/> 収支内訳書(一般用)
<input type="checkbox"/> 社会保険料控除証明書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 医療費の支出に関する領収書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> (特定増改修等)住宅等購入金等特別控除に関する書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 消費税等申告書付表()
<input type="checkbox"/> 青附金控除に関する受領証明書	<input type="checkbox"/>

※ 上記の2印の書類は、各種控除等の適用要件の確認や更正申告の選択の観点から郵付等が義務付けられておりますので、行政指導として提出をお願いしているものです。

※ 尚書等では、申告書(別添書類を含む。)や決定調書など各種書類に添付して必要があると思われる場合は、調査を実施する場合があります。この場合において、調査に基づき、申告内容を見直すこととなったときは、過少(額)申告加算税が課税される場合があります。

※ 既に、書類を提出されている場合には、申し訳ございませんが、その旨を担当までご連絡をお願いします。

連絡先 担当 個人課税第三部門 電話 0568-72-2111 (内線 332)

※ 担当等に二重送りの書類が送付された場合は、自動で印刷された書類、自動で印刷された書類に上り添付して、7月25日までに提出してください。

この文書による行政指導の実施は、税務署の裁量によるものとします。

創立50周年記念祝賀会のご案内

と き：2016年8月21日(日)

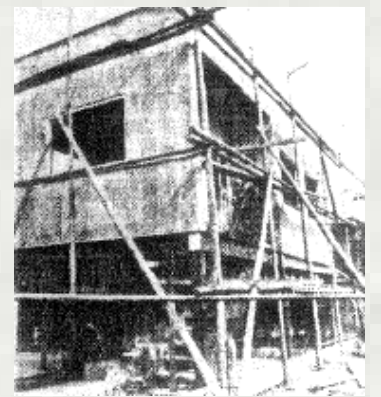
13時30分～

ところ：グリーンパレス春日井3F

「平安の間」



3・13 重税反対統一行動(1980年代)



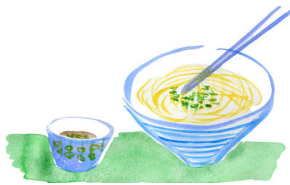
建設中の民商事務所(1993年)

参加費は無料です。多くの方の参加をお待ちしています。

残りわずかになりました!

毎年大好評! 小豆島の

うどん



1.8kg

2,200円

事務局不在のお知らせ

7月27日(水)～7月28日(木)は、全国事務局員交流会開催のため、事務局は終日不在となります。ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。必要な相談は早めをお願いします。